

令和6年8月6日

#00000

長岡市長 磯田 達伸

調整給付金（※）支給のお知らせ

※調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合計額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

令和6年分の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給いたします。

本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。

※本給付金を辞退する場合や振込口座を変更する場合（婚姻等により、口座名義が変更されている場合も含む）は、本書左下の二次元コードを読み込み、**令和6年8月26日（月）**までにオンラインにて手続きを行ってください。オンラインでの手続きが困難な場合は、下記のコールセンターまでご連絡ください。

受給者氏名		長岡 太郎
支給額		90,000 円
支給日		令和6年9月5日（木）
支給 口座	金融機関名	第四北越銀行 長岡市役所支店
	口座番号	普通 0976***
	口座名義人	ナガオカ タロウ

※公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、公金受取口座情報を記載しています。また、公金受取口座を把握できなかった方は、本市が支給している児童手当を受給するための口座情報を記載しています。

調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計所得税額		控除不足額(①) (<0の場合は0)
	90,000円	—	7,150円	= 82,850円
住民税所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分住民税所得割額		控除不足額(②) (<0の場合は0)
	30,000円	—	24,300円	= 5,700円
調整給付金	所得税 控除不足額(①)	住民税所得割 控除不足額(②)	控除不足額 計(③)	
	82,850円	5,700円	= 88,550円	
調整給付金支給額				9万円

注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。(上記③を1万円単位に切上げ)

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、令和6年度（令和5年分）個人住民税課税情報をもとに、国が提供する「算定ツール」を使用して算出された推計額を記載しています。そのため、確定申告書や源泉徴収票の令和5年分所得税と一致しない場合があります。令和6年分所得税が確定し、給付不足がある場合は、令和7年度以降に追加給付予定です。

※令和6年中に市外に転出される方又は転出された方は、本通知が追加給付に際して必要となる場合があるため、大切に保管ください。

辞退、口座の変更は
こちらから



【問合せ先】長岡市給付金専用コールセンター
電話：(0258) 39-2347 〈平日 8:30~17:15〉